

一般社団法人日本イノベーション協会 会員規則

令和 6年 8月31日 設定

一般社団法人日本イノベーション協会 会員規則

(総則)

第1条 一般社団法人日本イノベーション協会(以下、「当法人」とする)の会員に関する規程については、当法人の定款及び本規則の定めるところによる。

(会員の種別)

第2条 当法人の会員とは、学生会員、個人会員及び法人会員の3種とする。

- ① 学生会員は、当法人の目的に賛同する者であって、就業していない者であり、かつ全日制の大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校に在学する者とする。
- ② 個人会員は、当法人の目的に賛同する者とする。
- ③ 法人会員は、当法人の目的に賛同する法人又は団体とする。当該法人会員である法人又は団体に所属する者はすべて会員に準じて扱うものとする。但し、1度にセミナー又は行事に参加できる人数の上限は、納入する年会費の額による。なお、法人会員の本社及び支社は同一法人扱いとし、関係会社は原則として同一法人として扱わない。

(入会の申込)

- 第3条 学生会員又は個人会員として入会を希望する者は、当法人が定める入会申込書に必要事項を記入し提出しなければならない。
- 2 法人会員として入会を希望する法人又は団体は、当法人が定める入会申込書に必要事項を記入し提出しなければならない。
 - 3 会員の入会には、当法人の社員又は会員のうち1名からの紹介を必要とする。紹介がない場合には、理事又は事務局のインタビューを受けるものとする。
 - 4 会員の登録は、入会金及び第5条第3項に定める年会費の入金が確認された月の翌月1日付とする。

(入会金)

第4条 当法人の会員は入会にあたり以下の各号に定める入会金を納入するものとする。

- ① 学生会員 1,000円(税抜)
 - ② 個人会員 3,000円(税抜)
 - ③ 法人会員 30,000円(税抜)
- 2 年度途中の入会であっても前項各号の入会金を納入する。
 - 3 法人会員の退会に際し、当該法人会員である法人又は団体に所属する者が、個人会員として入会する場合は入会金を免除する。
 - 4 入会金は諸般の事情により、変更することができる。

(年会費)

第5条 当法人の会員は年会費として以下の各号に定める額を年度初め迄に納入するものとする。

- ① 学生会員 6,000 円 (税抜)
 - ② 個人会員 12,000 円 (税抜)
 - ③ 法人会員 セミナー又は行事への参加できる人数5名ごとに120,000 円 (税抜)
- 2 年会費の請求は毎年3月初旬を目安として行う。
 - 3 当法人に年度途中に入会を希望する場合は、第1項各号に定める額を12で除した金額に、会員登録される月を含む当該年度の残月数を乗じた金額を初年度の年会費として納入するものとする。
 - 4 年会費は諸般の事情により、変更することができる。

(再入会)

第6条 当法人は、原則として休会制度は設けない。

- 2 再入会の場合は、新たに入会金及び年会費を納入するものとする。

(会員活動)

第7条 会員は委員会などに所属し、会員活動をすることができる。

(会員の権利)

第8条 当法人の会員は、当法人の行う以下のサービスを受けることができる。

- ① 当法人が主催するセミナー、講演会、勉強会等に参加すること
 - ② 担当登録者の名刺の配布を受けること
 - ③ 当法人が主催するセミナー、講演会、勉強会等への議題を提示すること
 - ④ メールマガジン等での情報の提供を受けること
- 2 前項各号に掲げるサービスは、当法人の活動に起因するものであって、当法人が法人会員に対し、当該サービスを必ず受けられることを保証したものではない。
 - 3 当法人の行うサービスの料金は、当法人の定める会員料金による。

(退会)

第9条 会員は、当法人が定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 年会費を納入期限以降2ヶ月以上納めないときは、退会をしたものとみなす。
- 3 退会し、会員としての資格を喪失しても、すでに納入した入会金及び年会費は返還しない。
- 4 途中退会であっても年会費が納入されている場合は、当該年度末まで会員としての権利を有するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 当法人が解散したとき
 - ② 学生会員又は個人会員が死亡したとき
 - ③ 法人会員が法人格を喪失したとき
- 2 前項の規定により会員資格を喪失した場合も、すでに納入した入会金及び年会費は原則として返還しない。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- ① この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- ② この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③ その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の義務)

第12条 会員は次の義務を負う。

- ①当法人の定款及び本規則の定めに従うこと
- ②その他、当法人の決定に従うこと

(禁止事項)

第13条 会員は、会員資格に基づく一切の権利又は義務を、第三者に譲渡し、貸与し又は担保等に供してはならない。

(個人情報の管理)

第14条 会員は、当法人の活動において取り扱う個人情報の保護に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 適切且つ適法な手段により個人情報を収集し、利用すること
- ② 個人情報への不正アクセス、紛失、破壊又は漏洩等の予防及び是正のために継続的に必要な安全対策を講じること
- ③ 個人情報に関する法令及びその他規範を遵守すること

(守秘義務)

第15条 会員は、当法人の活動において取り扱う次の事項を遵守しなければならない。

- ① 活動を通して知り得た個人情報、秘密情報等に関して、当法人の許可なく発表、公開、漏洩、利用しないこと
- ② 退会後も、入会中と同様、活動を通して知り得た個人情報、秘密情報等に関して、当法人の許可なく発表、公開、漏洩、利用しないこと

(損害賠償)

第16条 当法人が会員に損害を与えた場合、当法人に支払い済みの入会金及び年会費を上限として、通常かつ直接の範囲で当該損害を賠償するものとする。

(情報の二次使用)

第17条 当法人によって提供される情報を、複製、編集、加工、発信、販売、出版その他いかなる方法においても、著作権法に違反して使用してはならない。

(免責及び損害賠償)

第18条 会員は、当法人の活動に関して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否、方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切の責任を負わないものとする。

- 2 会員が退会、除名等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して適用されるものとする。

(登録情報・個人情報)

第19条 会員の個人情報を含む登録情報については、本人の同意を得ずに第三者に開示しないものとする。

2 法人会員については、ホームページに企業名、団体名を記載する。

3 会員の登録した情報に変更があった場合には速やかに当法人へ申し出るものとする。申し出を行わなかったことにより生じた不利益について当法人は一切の責任を追わないものとする。

(会員規則の追加及び変更等)

第20条 社員総会の決議により、本規則の内容を追加、削除及び変更することができる。その場合、合理的な期間を設けて各会員に対して事前に通知するものとする。